



月報

9

缶詰問屋協会

(45.9.10 第45号 VOL.4)

◆目次◆

8月の行事	1
◇在京有志懇談会	2
◇食品缶詰業界懇談会	6
◇チクロ入り食品缶詰の9月30日販売禁止以降の 取扱いについて陳情	9
◇第2回「缶詰食べましよう週間」収支結果	15
ご協賛会社、団体名	16
◇水産缶詰流通事情研究会	18
◇世界パインまつり	20
◇缶詰共同宣伝	20
◇第3回フルーツショー9月26日開幕	23
◇赤貝缶について業界打合せ	23
◇うにびん詰JAS規格見方会	24
◇(第3回)アスパラ缶詰褪色見方会	25
◇食品加工全国団体連絡協議会	27
◇各地方卸団体で「返品には応じません」を徹底	28
関係団体報知	32
会員消息	33
事務局報知	33

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9289番

8 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
世界 ワインまつり	8月4日～ 9日		名古屋市 松坂屋	主催 日本ワインアソシエーション 輸入協会 沖繩ワインアソシエーション 缶詰輸入協会 協賛 全国ワインアソシエーション 缶詰内販会
共同宣伝トッ プ会談	8月6日	11.00～	丸ノ内 精養軒	浅井会長
砂糖関係税制 改正について 陳情	8月13日			加工食品団体 27団体
在京有志懇談 会	8月18日	11.00～14.00	北洋商事	14名
添加物対策協 議会	8月21日	11.00～	ステーショ ンホテル	浅井会長、中山副会長
5にびん詰J AS見方会	8月25日	14.30～16.30	日本農業研 究所	
食品缶詰業界 懇談会	8月26日	11.00～14.00	ステーショ ンホテル	都衛生局食品監視課 全缶協、日缶協、同業 会共催
赤貝缶につい ての業界打合 会	8月26日	14.30～16.00	日 缶 協	日缶協 20名 全缶協 5名
厚生省その他 関係諸官庁へ 陳情	8月27日	チクロ入り食品 缶詰の販売禁止 以降の取扱いに ついて		浅井会長、中山副会長、 北田専務理事
(第3回)ア スバラ缶詰褪 色見方会	8月28日	13.30～15.00	日本缶詰 検査協会	
食品加工全国 団体連絡協議 会	8月31日	14.00～15.00	全国ビスケ ット会館	12団体

9 月 の 行 事 予 定

共同宣伝 打合会	9月3日	14.00～	製缶協会	
果汁飲料公正 規約打合会	9月7日	13.00～	日 缶 協	
水産缶詰流通 事情研究会	9月11日	11.00～	.	

在京有志懇談会

- 日時 昭和45年8月18日 11.00～13.30時
- 場所 北洋商事(株) 7階会議室
- 議題 1. チクロ入り缶詰の9月末日における残缶処置等に関する件
(東京都庁への報告書にもとづく。)
2. 厚生省への陳情文書について
3. その他

※ 懇談会の概要

東京都知事名をもつて主たる問屋にチクロ入り缶詰の在庫数量(8月31日現在)10月1日以降チクロ入り缶詰の残缶に対する処置等につき9月5日までに東京都衛生局公衆衛生部食品監視課宛に報告するよう書面が来たが個々の会社でそれぞれ違った回答を行なうのではなく、業界(全缶協)としての統一見解をまとめる必要があるということから緊急に在京有志による懇談会開催となつたもので、中山副会長が議長となり打合せを行なつた。

☆

☆

☆

1. 東京都に対する報告書の回答内容について

都知事名の書面は主たる会社の社長宛に届けられ、また同文書を受領した旨、受領証をも送るようになっていた。東京都が「サイクラミン酸塩を含むかん詰等の取扱いについて」報告を求めて来たねらいは

- ① 業界の姿勢を聞きそれにより対策を講じていこうという考え方
- ② 10月1日以降に違反品が出た場合その言質をとつておこうというねらい。

③ 東京都がこのようなやつているのだと対外的に示す材料として
などが考えられるが、いずれにしても個々まちまちな回答でなく業界の統一
した見解として回答し、この東京都への回答が他地区で同様のケースが出た
場合でもモデルとなるとの姿勢で協議を行なった。

なお協議に当つては厚生省に提出する全缶協案の陳情書「チクロ入り食品缶
詰の9月30日販売禁止以降の取扱いについて要望の件」と東京都に個々提
出となる今回の回答の主旨が一致していることが必要であるとされた。

都知事への回答事項の中には「8月31日現在の在庫」という報告の項目が
あるのでそれ以前には報告できないことであり、8月21日の添加物対策協
議会、つづいて8月24日の東京都食品卸同業会の役員店会で小売店へのチ
ラシ配布について検討がなされるので、この都同業会のチラシ文が出来るの
を待つて回答することになった。

なお、東京都食品卸同業会事務局とともに、都衛生局に向いてこの報告書
がどの範囲に送られているか、このような回答をしたいがといつたことを一
応打診し、また出来得れば都の担当官を呼んで見解を聞き、懇談したらよい
との意見が出された。

2. 各地方団体の小売店へのチラシ配布について

各地団体でそれぞれ全缶協連名又は全缶協理事会決定事項を掲げ小売店へチ
ラシを配布し「返品には一切応じない。」旨を通告し、期間内の販売に努力
するよう徹底を図っているが東京都卸同業会はまだ小売店にチラシの配布を
行なっていないため今回の東京都への報告で末端に徹底しているとはいえない
ので、是非報告書を提出する前に小売店にチラシの配布をしてもらいたい
との希望が出され、中山副会長から同業会は24日の役員会で諮ることにな
っている旨報告があつた。

3. 厚生省へ提出の要望書文案について

8月21日開催の添加物対策協議会で審議されるが全缶協の(案)「チクロ

入り食品缶詰の9月30日販売禁止以降の取扱いについて要望の件」および日缶協の(案)「テクロ入り食品缶詰についてお願いのこと」の文書をそれぞれ朗読し検討した結果、要望する以上は全缶協(案)のようにある程度具体的に訴えるべきであるとの見解から細目にわたる文面の検討を行なった。

4. 業界挙げての運動の推進

販売猶予期間が9月末日迄とあとわずかに迫っており、10月1日以降の混乱をできるだけ避けるべく、政府、大臣、都道府県、各保健所等業界が一致団結してあらゆる手を打っていく必要があるとの意見もあつた。

なお8月10日付都知事名をもつて届けられた文書は次の通り。

45衛公監発第149号

昭和45年8月10日

殿

東京都知事

美濃部亮吉

サイクラミン酸塩を含むかん詰等の取扱いについて

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年厚生省令第32号)により、サイクラミン酸塩を食品に使用することは禁止され、また食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(昭和45年厚生省令第1号)により、サイクラミン酸塩を含むかん詰、びん詰、たる詰又はつぼ詰の食品は、9月30日まではサイクラミン酸塩含有標示のあるものに限り、販売が認められるが、10月1日以降は、販売貯蔵等すべて

禁止される。

本都においては、かん詰、びん詰、たる詰又はつぼ詰食品のサイクラミン酸塩含有の標示の有無あるいはそれ以外のすでに1月末日および2月末日をもつて販売禁止になっている食品について、指導取締りを実施しているが、流通経路の末端等では未だ法規改正について、周知徹底が充分でなく、その結果かなりの違反品を発見し、これらについてはその都度当該販売者に対して、行政措置をとっている。

このように多くの違法行為が行なわれていることは、極めて遺憾であり、またそのために消費者は不安感をいだき、ひいては食品全般への不信が醸成されている。

ついては、これらの違法行為、特に10月1日以降違反品が流通末端に出まわることを未然に防止するため資料を必要とするので、貴社サイクラミン酸塩含有食品について下記事項を9月5日までに報告されたい。

なお、この報告は、食品衛生法第17条の規定に基いて求めるものであることを念のため申し添える。

記

1. 関連小売店等に対する法規改正の周知徹底に関する実施事項
 - (1) サイクラミン酸塩を含む旨の標示実施について
 - (2) 10月1日以降販売禁止となるかん詰等について
2. 貴社におけるサイクラミン酸塩含有製品の在庫品について
 - (1) 8月31日現在の在庫品目数量
 - (2) 出荷最終年月日(予定を含む)
 - (3) 期限切れとなつた場合の在庫品の処置(予定)
3. 一般小売店食品製造業等に違法行為があつた場合、当該製品について、貴社としての対策の有無、あるとすればその具体策
 - (1) サイクラミン酸含有の標示のない製品が陳列販売されている場合

(2) 10月1日以後に販売貯蔵陳列されている場合

4. 昭和40年以降44年11月10日以前に製造したもので人工甘味料を使用しサイクラミン酸塩を使用していない製品の品名、カンマーク（日付を除く）製造期間等について
5. その他（参考事項）

食品缶詰業界懇談会

- 日 時 昭和45年8月26日 11:00～14:00時
(12:00時昼食)
- 場 所 ステーションホテル 会議室
(千代田区丸の内1～9～1 東京駅南口構内2階)
- 共 催 全国缶詰問屋協会 日本缶詰協会 東京都食品卸同業会
- 内 容 都衛生局食品監視課との意見交換
- 出 席 東京都衛生局食品監視課 山海課長
持永係長
(全缶協) 浅井会長、中山副会長、北田専務理事 他18名
(日缶協) 平野常務理事 他13名
(東京都同業会) 小林常任幹事 他1名

※ 懇談会の概要

去る8月10日付東京都知事名をもつて、都内のブランド所持者に対して「サイクラミン酸塩を含むかん詰等の取扱いについて」報告するよう通知があり、

これにより8月18日在京有志懇談会を開催、その回答内容を協議したところ、都の担当官を招き今後の方針等について懇談する機会を持つべきだとの意見が出され、事務局（全缶協、同業会）で都衛生局食品監視課の意向を打診したところ出席する旨の回答が得られたので、この件に関し8月21日の添加物対策協議会で浅井会長が報告を行なったところ、3団体共催のかたちで開催することになった。

☆

☆

☆

懇談会は北田専務理事の司会で進められ、先ず業界を代表して全缶協浅井会長が挨拶を行なった。

会長挨拶の要旨

「11月11日 チクロ使用禁止になった時点から、2月28日の販売猶予期限を業界挙げての陳情の結果、9月末日まで延期となり、また業界が「サイクラミン酸塩添加」のシール貼付の末端への徹底につき努力を行ない、小売店向け2億缶分のシールを印刷し、末端に無料配布した。いずれにしてもチクロ入り缶詰は損を覚悟の安売りで販売努力した結果、相当の消化を見たが、しかし10月11日以降どういふかたちで残るかが問題であり、全缶協としては、釘沢弁護士の法律見解をもとに、7月2日に理事会を開き、9月末の期限切れ前に全国の小売店の損害を極力減らすためいまから小売店指導をするという決議を行ない「返品には一切応じない。」との方針を打ち出し、各県卸同業会にも徹底方を呼びかけ各地ともこれに同調、小売店にチラシ配布が行なわれた。一方厚生省環境衛生局長宛全缶協会長名をもつて行き過ぎた指導がなされないように陳情を行なう等、9月末以降混乱が生じないよう努力しており、小売店まで徹底するよう呼びかけている。

メーカーにしても問屋、小売店にしてもチクロ問題はあきあきしている。缶詰は全部全糖にしておりいままでもむさんにイメージダウンされたが、これからはイメージアップを図っていかなければならず、そのためには10月1日以降の混乱をさけることが最も重要な事でありそのために業界は全力を挙げて取り組んでいる次第である。』

山海課長発言

『10月1日以降サイクラミン酸塩添加の食品を店頭からなくすることについてどうやって末端まで徹底させるか苦心している。

マスコミ、消費者はチクロの問題は当然大きな関心事であり、その意味からも指導の姿勢が問われることになる。われわれとしてはとにかく店頭からチクロ食品を一掃させたい。4月から食品監視課が出来、現場を廻つてみるとすでに販売禁止となつた食品が売られており店主が販売禁止を知らない。缶詰も10月時点で店頭にあるということは避けるべきであり、10月1日以降販売してはいけないということをみなさん方からもいつていただきたい。違反がでたら禁止時点に所持していた者の責任になるが、出荷の時に約束がなされている場合もあろうし、そうした実態を掴みたい。

また10月以降にどの位の在庫があるのか最大限の情報を掴んでおかないでは困るので、その意味から今回報告書の提出を求めているわけである。われわれも混乱は望むところではないが、10月1日以降は全保健所に細かい指示をあたえ法律にのつとつた取締を行なうことになる。』

次いで中山副会長は東京都食品卸同業会の立場からこれまでに同会がとつてきた措置等の説明があり、小売店へのチラシ配布を行ない徹底を図りたい旨の報告があつた。

☆

☆

☆

昼食後引續いて懇談会に移り、業界では末端に対して「返品には応じない」ことと同時に10月1日以降販売してはいけない旨を更に徹底させることが必要であり、店主が販売禁止を知らずに売っていたという不祥事が起きないように業界みずからもそうしたことについて衆知徹底を図る必要もあり、最大の努力を払つてゆこうとの意見が出された。

また特に都衛生局の希望として持永係長から、10月1日以降、例えば10万缶も倉庫にありこれを自家消費また廃棄、家畜の肥料にあてるといつても多量に倉庫に保管されている場合、取締る側としてはこれが販売に向けられるといつた心配もあるわけで、こうしたものは事前に東京都衛生局に届けをだしてほしいとの意向を述べていた。

チクロ入り食品缶詰の9月30日販売 禁止以降の取扱いについて陳情

8月21日の添加物対策協議会での方針に従い、全缶協、日缶協2団体はそれぞれ厚生省環境衛生局局長にチクロ入り食品缶詰の9月30日販売禁止以降の取扱いについて陳情を行なうことになり、全缶協は8月27日浅井会長、中山副会長、北田専務理事が関係諸官庁を訪問し陳情書を手渡し善処方の申し入れを行なつた。

陳情書は本状を厚生省環境衛生局局長浦田純一殿宛に提出。またそれぞれ文書を添え同写を、農林省経済局企業流通部長森整治殿、農林省経済局消費経済課長市川博昭殿、東京都衛生局食品監視課長山海保殿に提出するとともに、全缶協全会員と下記の各県卸団体、各県缶協にも同様の写を送付して県食品衛生部保健所等に働きかけ問題が起らないよう適切な指導が行なわれるよう各県単位

での運動を展開されるよう呼びかけた。

〔 各 県 卸 団 体 送 付 先 〕

帯広食料品卸協会、札幌食料品卸協会、神奈川県缶詰卸協会、東京都食品卸同業会、長野県缶詰問屋連盟、新潟県缶詰食品卸協会、静岡県缶詰卸商組合、富山県食料品卸問屋連盟、中部食料品問屋連盟、京都食品卸同業会、大阪食品卸同業会、兵庫県食品卸同業会

〔 各 県 缶 詰 協 会 送 付 先 〕

釧路缶詰協会、青森県缶詰協会、九州缶詰製造協議会、徳島県缶詰協会、愛媛県缶詰協会、秋田県缶詰協会、根室缶詰協会、中部缶詰製造協議会、長野県缶詰協会、福島県缶詰協会、宮城県缶詰協会、香川県缶詰工業協同組合、山形県缶詰協会、静岡県缶詰協会、岩手県缶詰協会、山陰缶詰製造協議会、銚子缶詰協会、広島県缶詰協会、近畿缶詰製造協議会、日本缶詰協会、日本製缶協会、

庶 発 第 2 6 2 号

昭和 4 5 年 8 月 2 7 日

厚生省環境衛生局

局長 浦 田 純 一 殿

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

会 長 浅 井 二 郎

チクロ入り食品缶詰の9月30日販売禁止
以降の取扱いについて要望の件

拝啓 いよいよご隆昌にてお慶び申し上げます。

常日頃より当業界に対し種々ご懇切なるご指導を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、チクロ入り食品缶詰につきましてもは販売猶予期限まであと1カ月を残すのみとなつて参りましたが、当業界では9月30日の猶予期間内までに完全消化を図るべく販売努力致している次第であります。

しかし、なおかつ9月末時点においての在庫は製造業者、卸業者、小売業者のいずれの段階を問わず相当量売り残すことが予想され、チクロ入り食品缶詰の販売禁止後のご当局のご指導次第では想像もつかない大混乱が心配されております。そこで当業界では事の重大性に鑑み製造業者、販売業者が相寄り慎重に協議いたしました結果、商慣習ならびに法原理に照らし販売店よりの返品には一切応じないことが確認されておりますので関係ご当局におかれましてはこの点十分ご勘考いただき、特に9月30日の販売禁止以後におけるご指導に当りましては適切なるご配慮を賜わりたく下記要望申し上げます。

記

- ① 関係当局において「返品」および「回収」等の指示がなされる事態が生ずると業界に大混乱が発生し、かつ取引の自由という商法上の大前提がくつがえり、現在既に相次いでおる業界の破綻に拍車をかけることとなる。
- ② 当業界ではチクロ入り食品缶詰についての責任は商品の所持者であるとし、一切返品には応じないことに決定しているが一部には暴力団の買い占めも噂されており、この点についてもご勘考願いたい。
- ③ 当業界としては9月30日以後における措置については、現有するものの負担において廃棄処分又は自家消費する方針に沿つて指導徹底を図る。

従つてご当局においてブランド表示者に対し「現物引取りにゆけ」等の指示はなされないよう要望致したい。

要望事項は以上の通りであります。本来チクロ問題は食品業界にとつては当局者の発言にもある通り天災的内容をもつており、何等業界には罪なき出来事であつたことは明確であります。

来る9月30日は当業界にあつてはまさに未だ経験したことのない重大事態を迎えることとなりますが、何卒関係ご当局におかれましては事情をご理解のうえ適切なるご指導を賜りますようここに業界あげてお願い申しあげる次第であります。

敬 具

庶 発 第 2 6 3 号

昭和45年8月27日

農林省経済局企業流通部

消費経済課長 市 川 博 昭 殿

全国缶詰問屋協会

会長 浅 井 二 郎

拝啓 ますますご清栄にて大慶に存じます。

平素より当業界に対し種々ご懇切なるご指導を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、チクロ入り食品缶詰の販売猶予期限はあとわずか1カ月足らずとなつて参りましたが、弊協会では9月30日以後の業界の大混乱を避ける意味から、別紙写「チクロ入り食品缶詰の9月30日販売禁止以降の取扱いについて要望の件」を8月27日付をもつて厚生省環境衛生局長に陳情申しあげました。

つきましては農林省ご当局におかれましても、当業界の実情をご勘考下され、何卒適切なるご指導とご助力を賜わりたく、よろしくお願い申しあげます。

敬 具

庶 発 第 2 6 4 号

昭和45年8月27日

東京都衛生局公衆衛生部

食品監視課長 山 海 保 殿

全国缶詰問屋協会

会 長 浅 井 二 郎

拝啓 いよいよご清栄にて大慶に存じます。

8月26日開催の弊協会および東京都食品卸同業会、日本缶詰協会3団体合同による「食品缶詰業界懇談会」にはご多用中のところわざわざご臨席賜わり、9月30日におけるチクロ入り缶詰の販売禁止に伴うご懇切なるご指導をいただき厚くお礼申しあげます。この懇談会を通じ当業界の実情もお判り願えたことと存じますが、関係ご当局の適切なるご指導を仰ぐべく8月27日、弊協会では別紙写「チクロ入り食品缶詰の9月30日販売禁止以降の取扱いについて要望の件」を厚生省環境衛生局長浦田純一殿に

陳情申しあげました。

当業界としても9月30日時点における混乱を避けるため万全を尽す所存
であります。東京都食品卸同業会においても小売店等への衆知徹底を
図るためのチラシ5万枚配布も行なう手筈となつております。

どうか貴局におかれましては当業界の実状をご勘考賜わり適切なるご指導
ご助力を賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

庶 発 第266号

昭和45年8月27日

会 員 各 位

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

「チクロ入り食品缶詰の9月30日販売禁止以降の取扱い
について要望の件」の陳情についてのお知らせ

拝啓 残暑の候貴社ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、別紙(写)の通り標記陳情書を8月27日厚生省環境衛生局長浦
田純一殿に手渡し同時に東京都衛生局公衆衛生部食品監視課課長、農林省
経済局企業流通部長、同企業振興課長、同消費経済課長に陳情書写を持参
し当局に業界の実状を訴えるとともに行き過ぎた指導のなきよう申し入れ
ました。これにより貴県食品衛生部も何等かの動きがあると存じますが全
缶協として中央の働きかけを行なつておりますので、会員各位におかれま
しても貴県内における保健所等への最善の働きかけを講ぜられますようよ
ろしくお願い申しあげます。

敬 具

第2回「缶詰食べましょう週間」収支結果

5月10日から全国一斉に実施した第2回「缶詰食べましょう週間」は、会員各位の協力と有力メーカー、製缶会社、各県缶協、バイン缶詰団体等の積極的協賛のもと、多大の成果をおさめつつ無事終了することが出来たが、この程本事業にかかわる収支決算を行ない、協賛メーカー、製缶会社56社、県缶協、バイン缶詰等22団体に対してお礼を兼ねて収支報告書を送付した。なお繰越金については過日の普及宣伝部会で承認された通り次回宣伝活動に充当させる旨の報告がなされた。

(45. 8. 31日現在)

第2回「缶詰食べましたう週間」収支報告

全国缶詰問屋協会

1. 総支出額	
予算額	14,400,000円
支出額	11,974,892円
対比減	2,425,108円
2. 予算額内訳	
全缶協宣伝費拠出	3,000,000円
・ 会員実費負担	3,000,000円
メーカー・団体協賛金	6,000,000円
バイン団体	2,400,000円
	14,400,000円

3. 収 入 内 訳

全缶協宣伝費拠出	3,000,000円
・ 会員実費負担	2,561,672円
メーカー・団体協賛金(75社)	5,735,000円
バイン団体(3団体)	1,800,000円
	<hr/>
	13,096,672円

4. 支 出 明 細

缶切代金總支払額	11,521,672円(缶切2056,370個分)
POP広告印刷費	288,000円(5万枚分)
缶切発送代金	142,820円(223社分)
POP広告荷造代金	22,400円()
	<hr/>
	11,974,892円

5. 決 算 額 (3-4)

3.	13,096,672円
4.	-11,974,892円
	<hr/>
繰越金	1,121,780円

但し、1団体の分割納入分60万円およびバイン関係1団体の60万円は入金となり次第繰越金に加算される予定。

第2回「缶詰食べましよう週間」

ご協賛会社・団体名

(都道府県別・順不同)

全国缶詰問屋協会

〔北海道〕北海製缶(株)。〔宮城県〕宮城県缶詰協会。〔岩手県〕岩手県缶詰協会。〔山形県〕社団法人 山形県缶詰協会。〔福島県〕福島県缶詰協会。
〔千葉県〕銚子缶詰協会。〔新潟県〕新潟県缶詰協会。〔東京都〕関東缶詰食品(株)。キッコー食品工業(株)。極洋捕鯨(株)。(株)酒悦。仁丹食品(株)。ソントン食品工業(株)。大洋漁業(株)。習志野缶詰(株)。日魯漁業(株)。日本冷蔵(株)。日進畜産工業(株)。日本水産(株)。藤野缶詰(株)。宝幸水産(株)。明治製菓(株)。(株)桃屋。森永製菓(株)雪印食品工業(株)。大和製缶(株)。東洋製缶(株)。〔神奈川県〕神奈川柑橘果工(株)。(株)鎌倉ハム富岡商会。〔長野県〕(株)ストージャム。諏訪農村工業農業協同組合連合会。長野果実加工(株)。長水果工(株)。長野興農(株)。森食品工業(株)。長野トマト(株)。〔静岡県〕社団法人 静岡県缶詰協会。〔愛知県〕愛知県缶詰(株)。内海農業協同組合。岡本食品(株)。カゴメ(株)。コーミ(株)。天狗缶詰(株)。東海缶詰(株)〔滋賀県〕新海アスバラガス(株)。〔兵庫県〕エム・シーシー食品(株)。〔和歌山県〕紀州食品(株)。和歌山缶詰(株)。〔鳥取県〕山陰缶詰製造協議会。〔広島県〕広島県缶詰協会。〔山口県〕日本果実工業(株)。〔徳島県〕徳島県缶詰協会。〔香川県〕香川県缶詰工業協同組合。〔愛媛県〕伊予園芸農業協同組合。宇和青果農業協同組合。愛媛県青果農業協同組合連合会。温泉青果農業協同組合。佐藤食品工業所。第一缶詰工業(株)。長浜町青果農業協同組合。日本柑橘工業(株)。(株)沖野缶詰(株)。〔高知県〕高知缶詰(株)。高知物産缶詰(株)。浜源食品(株)。〔福岡県〕大東缶詰(株)。大東産業社。福岡県陸産缶詰(株)。丸光缶詰(株)。〔佐賀県〕佐賀園芸農業協同組合連合会。日興食品(株)。〔熊本県〕熊本缶詰(株)。熊本県農産(株)。〔大分県〕大分食品(株)。九州食糧品工業(株)。☆☆☆〔バイン団体〕日本バインアツブル輸入協会。沖縄バインアツブル缶詰輸入協会。全国バインアツブル缶詰内販会。 以上 56社、22団体

水産缶詰流通事情研究会

本年度から水産庁の提唱により補助金 663,000 円の交付を得て、水産缶詰流通事情研究会が発足し、昭和 45 年度において、下記のとおり水産かん詰生産流通調査研究事業を実施していくことになった。

1. 事業の目的

この事業は、水産かん詰の国内における流通の経路、各流通段階の価格形成等を調査し、水産かん詰の生産および流通の事情を明らかにすることを目的とする。

2. 事業の内容

さばかん詰、かにかん詰、まぐろかん詰およびさけ・ますかん詰の 4 品目について、次により行なう。

- (1) 流通および消費に関する諸統計の収集
- (2) 生産者および流通業者からの聞き取り調査
- (3) 調査結果の分析研究

3. 事業の計画

(1) 実施方法

製造業、卸売業および小売業の調査表をそれぞれ作成し、聞き取り調査を主体として実施する。

(2) 計画内容

ア. 実施の期日

昭和 45 年 7 月 25 日～同 46 年 2 月 28 日

イ. 調査事項

- ① 水産かん詰の流通経路
- ② 水産かん詰の各流通段階における仕入価格・販売価格、流通経費およびその他流通事情

③ 水産かん詰の国内流通についての問題点

ウ. 調査の対象

調査対象品目(さばかん詰、かにかん詰、まぐろかん詰、さけ・ますかん詰)のそれぞれにおいて、主要ブランド品を任意に選定し、そのうち調査予定地域の中から任意に選択した企業を対象とする。

エ. 実施の場所

① 製造業調査

北海道・東北・関東・東海地区

② 卸売業調査

東京・大阪・新潟の都府県とその近郊地区

③ 小売業調査

卸売業調査と同じ

オ. 担当者氏名

委員(会長) 隅野 勇(社・日本缶詰協会専務理事)

同 秋谷 重男(埼玉大学経済短期大学部 助教授)

同 塚原 慶悟(日本水産缶詰工業協同組合専務理事)

同 北田 久雄(全国缶詰問屋協会専務理事)

調査員 村井 武夫(社・日本缶詰協会参事)

同 三浦 利昭(社・日本缶詰協会業務課長)

同 谷口 寛(社・日本缶詰協会業務課)

同 鈴木 修(社・日本缶詰協会業務課)

同 吉田 千夫(日本水産缶詰工業協同組合主事)

同 中沢 和雄(全国缶詰問屋協会)

カ. 完了予定期日

昭和46年2月28日

世界パインまつり

「世界パインまつり」は、日本パインアップル輸入協会、沖縄パインアップル缶詰輸入協会主催、全国パインアップル内販会の協賛で、45年8月4日～9日の6日間、名古屋市松坂屋地階売場にて盛大に開催され、4日のオープンには浅井会長も出席した。全缶協では、期間中パイン缶詰を購入した消費者に対して「パイン缶詰召上れ」の缶切を提供し人気を集めていた。

缶詰共同宣伝

本年度缶詰キャンペーン活動は、業界がチクロ問題対策のための運動に向けられたためその実施が遅れていたが、8月6日の日本缶詰協会田上会長、日本製缶協会高崎会長、全国缶詰問屋協会浅井会長の3トップ会談により、本年度は「缶詰料理講習会」を中心に推進していくとの方針が決定した。これにより日缶協隅野専務、製缶協山崎専務、全缶協北田専務の3専務が実行委員となり具体的実施内容につき検討に入り、事務局（日缶協）が主婦連、主婦同盟、地方消費者団体等に折衝の結果、より実効を挙げるため主催を相手団体、協賛を日本缶詰協会というかたちで各消費者団体等とタイアップして「缶詰料理講習会」を開催することになった。すでに8月29日主婦連大会主催（主婦会館）を皮切りに実施に移り、9月中のスケジュールが決定した。また昨年缶詰キャンペーン活動の一環として取り上げられた「朝日女性教室」「フルーツショー（向ヶ丘遊園）」に引き続き参加することも決定した。

9月中の料理講習会は次の日程が決定している。

〔主婦連〕 9月 7日～11日 5日間 主婦会館

9月21日～29日 9日間

〔主婦同盟〕 9月 9日 (大田区)会場等随時決定

〔野火の会〕 9月 12日 (新潟県 妙高高原)

〔消費者科学連合会〕 9月 21日 会場等随時決定

朝日女性教室(9月予定)

月 日	会 場
9月16日(水)	茂原公民館 (茂原市茂原101)
9月17日(木)	三菱銀行茅ヶ崎支店 (茅ヶ崎市新栄町9~3) 3階ホール
9月18日(金)	藤沢信用金庫 (藤沢市藤沢484) 3階ホール
9月21日(月)	高崎婦人会館 (高崎市成田町1)

料理講習会等共同宣伝計画表

地域	主催	方法	予定開催場所	回数
全国	日本栄養士会	厚生省主催研修会	栄養士会本部と打合せの上決定	10回
"	"	伝達講習会	"	500回
"	全国農協中央会	県単位研修会	都道府県	30回
"	"	伝達講習会	"	300回
"	主婦同盟	県単位講習会	"	5回
"	"	伝達講習会	"	300回
東京	主婦連合会	各自実習	四谷主婦会館	18回
"	消費科学連合会	セミナー	渋谷消費科学センター	5回
大阪	関西消費者団体	"	"	3回
東京	栄養改善普及会	リーダー講習会	都道府県	2回
"	"	伝達講習会	"	80回
"	日本缶詰協会	指導者グループ懇談会	"	4回
大阪	"	"	"	1回
東京・大阪	各大学	女子大食物関係教授に依頼	"	4回
"	"	女子大生に伝達講習会を依頼	"	160回
東京	日本缶詰協会	朝日女性教室	向ヶ丘遊園地	32回
ホカレ レストラン 関係	朝日新聞提携 司樹士協会	フルーツヨー 試食座談会	東京・大阪・名古屋	3回

その他、料理テキスト、展示会ポスター製作、リーフレット製作等

第3回フルーツショー9月26日開幕

朝日新聞社主催による小田急向ヶ丘遊園の第3回フルーツショーは、9月26日から11月29日まで約2カ月間開催されることになった。

この催しには缶詰業界も共同宣伝事業の一環として協賛参加するが、ことしは各催し場はすべてテント張りとなり、果物の伝来などの展示がなされるテーマ館を中心に

- ① 世界の果物館（冷凍等も含む）
- ② みかん館（みかんのすべて）
- ③ くらしと果物館
- ④ 缶詰館
- ⑤ りんご館（りんごのすべて）

以上5つの館が設けられ約50万人の入園者を対象に盛り沢山の展示が行なわれる。

ことしの缶詰館の内部飾付けは空缶2000缶で造られたオブジェ自動車の外缶詰パネルが用意され、果実缶詰1000缶の展示、缶詰巻縮の実演（土・日）、エンドレスカセットテープによるPR映画、および缶詰の種類缶詰の経済性、缶マーク等をわかり易くしかも興味深く解説する缶詰のぞき見装置3台などが設けられる。なお巻縮実演には貯金箱の空缶（印刷缶）が用意されることになっている。

赤貝缶についての業界打合せ

日 時 昭和45年8月26日 14.30～16.30時

場 所 日 缶 協 会 議 室

内 容 赤貝缶のカドミウム検出について
出 席 日缶協側 大手水産会社、外20名
全缶協側 橋田、安田、横田、杉浦、北田の各氏

☆ ☆ ☆

8月24日マスコミに取りあげられた有明海産、赤貝缶のカドミウム検出問題につき、日缶協ではこれが業界対策を話し合うべく大手水産会社外各水産関係団体をまじえ打合せを行なった。

まず日缶協平野常務および同協会研究所妹尾所長の経過報告があつたのち、業界としての今後の対策を協議したが、その打合せの結果は次の通りである。

- ① まず厚生省に対しオフィシャルな見解を取りつける。
- ② 厚生省として時間を必要とするのであれば、業界の統一見解としてカドミウムは自然の状態に含まれているものであり、米のように毎日多量に食するものでないので心配ない旨、新聞紙上等を通じ大学教授の見解をPRする。
- ③ また個々の問合せに対し、適切な回答が出来るよう日缶協事務局において資料を用意する。

以上の線に添い一応の措置を進めることとなつた。

うにびん詰JAS規格見方会

日 時 昭和45年8月25日 14.30～16.30時
場 所 日本農業研究所
内 容 うにびん詰JAS規格についての見方会

出席 農林省、日缶協、うに製造業者、全缶協（植田、北田）

☆

☆

☆

このたび、うにびん詰のJ A B規格が8月15日から施行となつたが、この説明と、現物による見方会が開催された。

新規格では粒うにびん詰と練うにびん詰に大別され、規格についてはそれぞれ特級と並級が設けられている。

表示については品名は「粒うに」「練うに」（「煉うに」は使用しない）を明記することになっており、「雲丹」の漢字は使わない姿勢である。

このように表示については食品缶詰公正競争規約とも関連する内容であるので缶詰の取引協議会側と全国珍味商工業協同組合連合会との協議の場を持つことになつた。

（第3回）アスパラ缶詰褪色見方会

日時 昭和45年8月28日 13.30～15.00時

場所 日本缶詰検査協会 本部

内容 アスパラ缶詰の褪色試験結果について

☆

☆

☆

アスパラガス缶詰の褪色試験については製造直後の開缶を6月29日行ない、續いてその1カ月後の7月29日に第2回目の見方会を開催。さらに製造時点から2カ月を経たものの開缶試験を8月28日に行なつたが、この第3回目（製造後3カ月）の褪色状況は相当数のものがホワイトに移行したというあと

がうかがわれ。特にP-1（ペール淡）については別表の通り褪色は想像以上に進み注目された。

しかし全缶協としてはさらに6カ月後の第4回開缶試験（12月18日を予定）に立会つたのち正式にどうするか of 具体的煮つめを行なうことになつている。

アスパラガス褪色試験開かん結果														
製造直後 6月29日	P-1（ペール淡）							P-2（ペール中）						
	№	一	士	+	++	卅	計	№	一	士	+	++	卅	計
1			1	8	9	7	25	1			8	9	5	22
2			1	10	5	2	18	2			2	5	17	24
3	2	2	12	4			20	3		1	11	6	4	22
計	2	4	30	18	9		63	計		1	21	20	26	68

1ヶ月後 7月29日	№	一	士	+	++	卅	計	№	一	士	+	++	卅	計
	1	5	6	9	5			25	1			7	14	2
2	2	12	7	3			24	2	2		11	10		23
3	4	9	8	3			24	3	1	3	8	6	3	21
計	11	27	24	11			73	計	3	3	26	30	5	67

2ヶ月後 8月28日	№	一	士	+	++	卅	計	№	一	士	+	++	卅	計
	1	9	8	3	3			23	1		5	18	2	
2	13	4	2				19	2	4	4	10	1	1	20
3	9	8	8				25	3	15	4	5			24
計	31	20	13	3			67	計	19	13	33	3	1	69

食品加工全国団体連絡協議会

日 時 昭和45年8月31日 14.00～15.00時

場 所 全国ビスケット会館 8階

内 容 ① チクロ対策について
② 砂糖関係税引下げ運動について

出 席 全缶協外12団体

☆ ☆ ☆

1. チクロ対策部会を設置

この日の連絡協議会では、まず缶詰チクロ問題における経過と現状について全缶協側が説明したあと、今後の対策に関する件の協議を行なったが、会員30団体の中ではチクロの販売禁止で直接被害を受けていない向きもあり、それらの団体は一応除いて、直接被害をうけた団体のみによつて「チクロ対策部会」を設け、今後の問題解決に当たることになった。対策部会員のメンバーは次の12団体である。

全国清涼飲料工業会、全国冷菓アイスクリーム協同組合連合会、全日本菓子工業協同組合連合会、日本ソース工業会、日本アイスクリーム協同組合、日本缶煮工業協同組合、日本粉末飲料協会、全国漬物協同組合連合会、全国するめ加工業協同組合、全国珍味商工業協組連合会、全国缶詰問屋協会、全国乳酸菌協会。

2. 砂糖関係税制改正について

全缶協月報8月号にも掲載の通り、食品加工全国団体連絡協議会では「砂糖関係税制改正についての陳情書」を作成し、8月13日を皮切りに農林大臣、大蔵大臣、経企庁長官、自民党3役等にそれぞれ提出したが、さらに

減税運動を強力にすすめるため、各団体においても懇意な代議員、地区商工会議所会頭等に直接同様の陳情書を手渡し、税制調査会、あるいは政府への働きかけに協力を求めることになり、これと平行し、東京大会を10月末に、また地区大会を11月上旬に行なう段取りも進めることになった。なお砂糖減税推進参加団体は全缶協を含め27団体である。

各地方卸団体で

「返品には応じません」を徹底

7月2日の全缶協理事会決議に従い、チクロの入った缶詰の扱いについて、各地方卸団体では、小売店に9月30日までに完全消化を図るよう積極的販売努力を呼びかけるとともに、販売禁止時点におけるチクロ缶詰製品は現有している者の責任であり「返品には一切応じません」というチラシを配布徹底を図っている。現在までに以上の内容を盛つたチラシを配布した卸団体は、中部食料品問屋連盟、帯広食料品卸協会、大阪食品卸同業会、札幌食料品卸協会、長野県缶詰食品問屋連盟、京都食品問屋連盟、富山県食料品卸問屋連盟、兵庫県食品卸同業会、東京都食品卸同業会、新潟缶詰食品卸協会であるが、8月中に配布を行なった団体のチラシの内容は次の通りである。

チクロ入り缶びん詰は

返品できません

チクロ入り缶びん詰の販売は9月30日までです。

商品売買の法原理(契約原理)からいつて、爾後「返品は一切応じない」

ことを決定、期限後回収することはありません。

全国缶詰問屋協会でも、またメーカー団体でも同様で、全国的に同一歩調で経過しています。従つてチクロ入り缶びん詰は、現在所有している者の責任（損害）となりますから、次の諸点を注意して下さい。

- ① 期限（9月30日）後の廃棄処理は、所有者各自（小売店、問屋、メーカー）の損害負担となる。
- ② 陳列棚や倉庫の隅に置き忘れた製品が無いか、いまいちど整理して調べ、できるだけ人目につく場所に並べ期限内に全量売り切るようにする。
- ③ 値下げ、見切り等により販売促進をする。

この趣旨に徹して全量販売を完了するよう努力して下さい。

昭和45年8月15日

各 位 殿

全国缶詰問屋協会
中部食料品問屋連盟

昭和45年8月

御 得 意 様 各 位

新潟缶詰食品卸協会

チクロ入り缶詰、びん詰の販売猶予期限が迫りました

1. 販売猶予期限は9月30日までです。

10月1日以後は販売することも店頭で陳列して置くことも出来ませんから御注意下さい。

2. 9月30日までに全部売り切る様に格別の御努力をお願い致します。

イ. 今から陳列棚や倉庫の中の在庫を充分お調べ下さい。

ロ. 売れ足の遅い品は値下、特売等の方法で期限内に売切る様をお願い致します。

ハ. この場合の損害は貴店で御負担下さい。

3. 期間内に売尽せなかつた場合

1. 貴店の責任と負担で処置することになります(自家消費する。廃棄する等)

ロ. 返品は出来ません。

全国缶詰問屋協会、日本缶詰協会、全国各地区の缶詰協会では返品は受取らない事に決議されて居ります。

4. 御協力をお願い

昨年10月テクロ禁止以来メーカー及問屋は製品の廃棄又は見切販売によつて莫大な損害を受け倒産した会社も数多く出て居ります。この上更に返品をお受けする余力はありません。

何卒事情御賢察の上格別の御協力をお願い申し上げます。

昭和45年8月1日

御 得 意 各 位 殿

札幌食料品卸協会

チクロ入り缶詰のお取扱いについて

既に十分ご認識の如く、チクロ入り缶詰の販売猶予期間もあと2ヶ月ほどになり、9月30日以降は販売禁止となります。その間業者挙げてその対策に真剣な努力がなされ、末端での消化も順調に進み、期限内に100パーセント消化可能の見通しもつけられるようになったものと思います。「皆様のお店の棚や倉庫の奥に積み残したご在庫はございませんか」余日少ないことですから販売促進にご尽力下され、極力消費者の目にふれ手に届く場所に移して期限内に100パーセント売り切つてしまうようご配慮下さい。

尚参考までに全国缶詰問屋協会では、先般チクロ入り缶詰、びん詰製品の返品には一切応じないことを決議、その旨が通達されましたが先きに日本缶詰協会の統一見解にもありましたように「現在製品を所有している者にそれを処理する責任がある」ことが確認されております。この趣旨を充分ご認識のうえ期限内全量販売に全力を注がれるようご配慮下さい。

敬 具

昭和45年8月10日

各 位

大阪食品卸同業会

チクロ入缶びん詰のお取扱いについて

既にご承知の如くチクロ入缶びん詰の販売猶予期限もあと余日少なくなり

9月30日以降は販売禁止となります。

業界挙げての「価格引下げ」等その対策に真剣な努力がなされ、末端での消化も順調に進み期限内に殆んど消化可能の見通しもつけられるようになったことは各位のご協力の賜と深謝申し上げます。

「皆様のお店の棚や倉庫の奥に積み残した在庫はございませんか」余日も少なくなりましたので、販売促進になお一層ご尽力下され、極力消費者の皆様目のふれ、手に届く場所に移して頂き、100パーセント期限内に売り切つていただくようご協力下さいますとともに期限後の返品は何卒ご容赦願います。

尚、該品陳列に際しましては「サイクラミン酸塩添加」のシールが完全に貼付されているか、ご確認の上ご販売下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

関 係 団 体 報 知

※ 東洋製缶(株)相談役吉川正雄氏ご逝去

吉川正雄氏(東洋製缶(株)相談役、元社長)は8月19日午前10時55分肝硬変のため大阪府豊中市の市民病院で死去された。68才。

自宅は豊中市東豊中町2の45。葬儀は社葬をもつて8月22日阿倍野大斎場でしめやかに執り行なわれた。葬儀委員長高崎芳郎氏。喪主長男吉川和男氏。

※ 機構改革

大洋漁業(株)では7月1日から各事業本部・支社のより一層の業務円滑を図るため営業本部が新設された。

本部長に常務取締役本部長嶋田忠氏。副本部長小川徳一氏が就任し、統括マーケティング、販売管理、冷蔵事業合理化等掌握することになった。

会 員 消 息

岩瀬社長巖父米次郎氏ご逝去

岩瀬商事(株)取締役社長岩瀬正雄氏巖父米次郎氏はかねてより池田病院にて入院加療中のところ8月19日5時15分死去された。84才。

葬儀は8月22日大阪市浪速区元町5丁目545番地の安養寺において社葬によりしめやかに執り行なわれた。

事 務 局 報 知

※ 8月号記事申請りの訂正について。

8月号2頁 1.テクロ対策に関する件の浅井会長説明内容のうち、下から4行目の「9月20日まで延期となった。」は「9月30日」の誤りにつき訂正します。

東京都同業会で小売店へチラシ配布

東京都食品卸同業会では8月28日付で小売店へクロ入り缶詰について他地区同業会と同様チラシ配布を行なつたが、その内容は次の通り。

チクロ（サイクラミン酸塩）入缶詰についてご連絡

既にご承知の如く缶詰の販売猶予期限も9月30日迄であり10月1日以降は販売禁止になり店頭から下すこととなります。

業界挙げての“価格下げ”等その対策に真剣な努力がなされ、末端での消化も順調に進み現在都内の販売店は平均して30缶～50缶の棚陳列残であるという調査報告もあり期限内に殆んど消化可能の見通しがつけられるようになりました。

一方業界の流通段階では、若し売残品となつた場合はその時点の「所持者自身の責任で処理する（自家消費、廃棄等）ものである」と申し合わされました。

従つて元方へ返品ということほしない、期限後の返品はお互いにご容赦下さいということでもあります。

さて「皆様のお店の棚や倉庫の奥に積み残した在庫はございませんか」余日も少なくなりましたので販売促進にお一層ご尽力下され、極力消費者の皆様の目にふれ手に届く場所に移して100パーセント売切られますよう最後の努力をお願いします。

なおこの商品は実行されていることではありますが「サイクラミン酸塩添加」のシールを貼付し販売されなければなりませんのでこの点のご留意重ねてお願い申上ます。

敬 具

追 記……卸段階の皆様へお願いします。

この印刷物は当会会員店の取引ルートを通して販売店その他へ、又市場卸店とその売先等都内隔々の販売先に周知徹底する様何卒スピーディな配布方ご協力をお願い致します

